

◀参考事項▶

（１）村県民税・森林環境税が課税されない人

- ・令和６年中に所得のなかった人・生活保護法の規定により生活扶助の適用を受けている人
- ・本人が障害者・ひとり親・寡婦・未成年者のいずれかに該当し、令和６年中の総所得金額が 135 万円以下である人

（２）村県民税の「均等割」・森林環境税を課税されない人

- ・前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下
 - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合……280,000 円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数) + 268,000 円
 - ② “ いない場合…380,000 円

（３）村県民税の「所得割」を課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下
 - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合……350,000 円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数) + 420,000 円
 - ② “ いない場合…450,000 円

（４）近年の変更点

- ・東日本大震災の特例による村県民税「均等割」の 1,000 円加算が令和５年度で終了。
令和６年度から均等割が「村 3,000 円」、「県 2,000 円」。
- ・令和６年度から森林環境税（国税）1,000 円を村・県民税「均等割」と併せて課税する。
- ・令和６年度のみ定額減税（本人、配偶者を含む扶養親族 1 につき 10,000 円）を実施する。
- ・令和７年度の定額減税は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる方(※)を対象に実施する。
※令和６年中所得が 1,000 万円超え 1,805 万円以下の方で同一生計配偶者（所得が 48 万円以下の方）がいる方